

# 公 告

次の軽油引取税免税証は無効です。

広島県税規則第 52 条の 2 第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 6 月 3 日

広島県東部県税事務所長

免税軽油使用者証番号	広 第 8 3 3 4 5 号
免税証の種別	1 0 0 円券
記号番号および枚数	125034924 1 枚
有効期間	令和 8 年 3 月 30 日から 令和 9 年 3 月 29 日まで